

患者さん・ご面会の皆様へ

病院長

車いす用駐車場の区画変更について

令和4年12月4日（日）より、従来の区画を変更して、新たに「車いす優先区画」および「思いやり区画」を設置いたします。この区画は、滋賀県「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき設置するものです。

ご利用の皆様には、上記条例の主旨をご理解いただき、適切な駐車場の使用にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます



種類	車いす優先区画	思いやり区画
利用対象者	車いすを利用する外来患者さん	移動に配慮が必要な人